様式第１号

（　　　　　　　　　　　　交付申請の内容（詳細）

（１）水田活用直接支払交付金

　　　水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第２の１の（７）、Ⅳの第２の２の（９）の⑥のエ及びⅣの第２の３の（６）の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

（２）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

①　面積払

　　　　面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（２）の③のオの(ｲ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

　　　（注）面積払の収穫後交付（申請）を希望した場合は、数量払交付申請書を提出　　　　　する際、対象畑作物の収穫状況により、面積払交付の希望の有無を申請して　　　　　ください。

②　数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（２）の②のアの(ｴ) の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第９－１号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品質区分の確認の結果を証明した書類の写しなど）を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

（３）収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

　　　収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（３）の②のアの規定に基づき、８月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。